

## 最新の裁判例からみた インターネット上の商標権侵害と対応策 ～商標権侵害トラブルを回避するために～

難易度

中級

平成31年3月7日(木) 10:00～17:00

講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



◆インターネットの発達により、ネット特有の商標の問題が顕在化するとともに、メタタグ（キーワード、タイトル、ディスクリプション）、検索連動型広告、ショッピングモール販売での責任の所在、国境越えなどの裁判例も多数出てきました。

◆本講座では、まず、ネット上で使用されている商標、商品、役務についての適格な把握と商標の事前調査、出願の実務について説明し、次に、商標権侵害の基本的な説明を行い、その特異な態様としてのインターネット上の商標権侵害について、最新の裁判例を交えながら、条文に即して、分かりやすく解説します。そして、最後にドメイン名の紛争処理、ネット上の画像デザインの保護について解説します。

◆本講座に参加することにより、リアルな世界にはない、ネット特有の商標問題の把握とその解決方法を身につけることができます。ネット上の商標権侵害トラブルに巻き込まれないように、本講座の受講をお勧めします。

◆奮ってご応募いただきますようお願い申し上げます。

### <講座内容>

- |   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1. インターネットに対応した商標法・不正競争防止法改正の歴史とポイント        | (4) ネット上の偽物販売                     |
| 2. ネット上使用される商標は、どんな商品・役務に使用されているか (SNS、IoT) | (5) ショッピングモール運営者の責任               |
| 3. ネット上使用されている表示で、商標に該当するものはどれか             | (6) リンキング                         |
| (1) 商標の種類から見た分類                             | (7) フレーミング                        |
| (2) 使用行為から見た分類                              | (8) ポップアップ広告                      |
| 4. どの商標をどの商品・役務について、調査・出願すればよいか             | (9) マウストラップ                       |
| 5. 商標権侵害の要件                                 | (10) ハッシュタグ                       |
| (1) ネット特有の商標の類似・取引の実情(階層性等)                 | (11) 新しい商標                        |
| (2) ネット特有の商品・役務の類似                          | (12) 新しい「混同」概念(購入後の混同、購買前の混同、逆混同) |
| (3) ネット特有の商標的使用                             | (13) ネット特有の商標権侵害を想定した契約書の作成       |
| (4) ネット上の商標の使用と「使用の定義」(2条3項)へのあてはめ          | 7. ネット上の商標の使用(国境越え)と不使用取消審判       |
| 6. ネット特有の商標権侵害の問題点(欧米の状況を含む)                | 8. ネット上の商標の使用と不正競争防止法2条1項1号の特別解釈  |
| (1) 3種類のメタタグの侵害の要否                          | 9. 対応策(WIPOの共同勧告を踏まえて)            |
| (2) 検索連動型広告                                 | 10. ドメイン名紛争処理                     |
| (3) 国境越え                                    | 11. 画像デザインの保護(商標法、改正意匠法、不競法、著作権法) |

◆日時 平成31年3月7日(木) 10:00～17:00

◆会場 発明会館7階 研修ルーム

◆定員 50名

◆講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円(※消費税8%込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiip.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)